

令和 7 年 6 月 30 日

令和 7 年第 2 回神奈川県議会定例会

防災警察常任委員会報告資料

くらし安全防災局

目 次

I	神奈川県地域防災計画の修正の概要及び取組状況	1
II	神奈川県地震防災戦略の取組状況	2
III	神奈川県水防災戦略の取組状況	3
IV	L P ガス物価高騰対応支援金事業の実施状況	5
V	神奈川県石油コンビナート等防災計画に基づく取組状況	6
VI	令和7年度の主な防災訓練の実施状況	8
VII	神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部改正	11
VIII	神奈川県犯罪被害者等支援条例の一部改正	12
IX	神奈川県消費生活条例の一部改正	13
参考資料 1	神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）の取組状況	
参考資料 2	神奈川県地震防災戦略の取組状況	
参考資料 3	神奈川県水防災戦略の取組状況	

I 神奈川県地域防災計画の修正の概要及び取組状況

1 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画・風水害等災害対策計画・原子力災害対策計画）の修正の概要

県地域防災計画について、本年3月に改定した地震防災戦略などの内容を反映するとともに、国の施策動向などを踏まえ、修正内容を検討し、今年度末までに修正する。

(1) 主な修正の内容

ア 新たな施策の反映

(ア) 神奈川県地震被害想定調査の見直し及び神奈川県地震防災戦略の改定（令和7年3月）

(イ) 箱根山火山避難計画の改定（令和7年3月）

イ 災害対策基本法（令和7年5月改正）等の改正内容及び今後示される予定の防災基本計画の修正内容の反映等

ウ 前回修正以降の時点修正

(2) 今後のスケジュール

令和7年12月 防災警察常任委員会へ修正素案を報告

〃 県民意見反映手続（パブリックコメント）を実施

令和8年2月 防災警察常任委員会へ修正案を報告

3月 神奈川県防災会議で審議、決定

2 神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）の取組状況

平成25年4月1日に施行した「神奈川県地震災害対策推進条例」第4条の規定に基づき、地震災害対策の総合的な推進のため、「神奈川県地域防災計画（地震災害対策計画）」の進捗状況の管理を行う。

(1) 取組状況

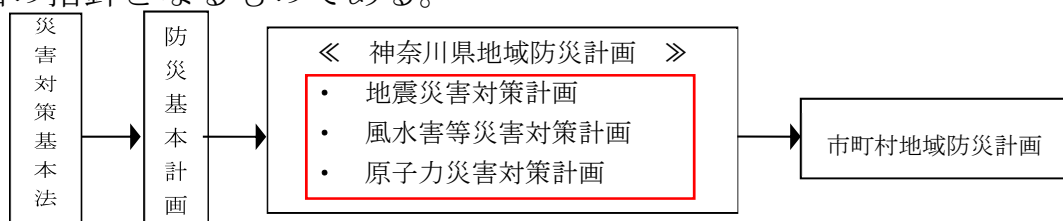
地域防災計画（地震災害対策計画）に位置づけた事業について、実施状況と予算の措置状況を取りまとめた。（「参考資料1」のとおり）

(2) 今後の取組

取組状況について、ホームページ等で公表するとともに、条例及び計画に基づき、地震災害対策の総合的かつ計画的な推進を図る。

<参考> 神奈川県地域防災計画の概要

神奈川県地域防災計画は、災害対策基本法第40条に基づき、国の防災基本計画と連携しながら、本県の地域における防災に係る処理すべき事務又は業務について、神奈川県防災会議が定める計画であり、市町村地域防災計画の指針となるものである。



Ⅱ 神奈川県地震防災戦略の取組状況

令和7年3月に改定した「神奈川県地震防災戦略」に基づき、戦略的に防災・減災対策に取り組むため、進捗状況の管理を行う。

1 取組状況

神奈川県地震防災戦略に位置づけた事業について、令和7年度の取組を取りまとめた。（参考資料2のとおり）

2 今後の取組

取組状況について、ホームページ等で公表するとともに、減災目標の達成に向けて、重点プロジェクトの着実な推進に取り組む。

＜参考＞神奈川県地震防災戦略の概要

神奈川県地震防災戦略は、大規模地震による被害を軽減するため、減災目標を定め、その目標を達成するために必要な対策について、減災効果等を明示し、戦略的に防災・減災対策に取り組むための行動計画である。

平成28年3月に策定した地震防災戦略は令和7年3月に対象期間が終了するため、令和5年度から6年度にかけて実施した地震被害想定調査をもとに、令和7年3月に地震防災戦略を改定した。

1 目指すべき将来の姿

「誰一人取り残さない」防災を目指して

2 当面の目標期間

令和7年度から令和16年度までの10年間

3 減災目標の設定

大正型関東地震の死者数を半減（災害関連死を含む）

4 施策の方向性・視点

- (1) 災害に弱い立場に目を向ける
- (2) DXの推進
- (3) まちづくり
- (4) 自助、その延長にある共助
- (5) フェーズフリー

Ⅲ 神奈川県水防災戦略の取組状況

令和2年2月に策定し、令和5年3月に改定した「神奈川県水防災戦略」に基づき、計画的、重点的に対策を進めるため、進捗状況の管理を行う。

1 取組状況

神奈川県水防災戦略に位置づけた事業について、令和6年度実績及び令和7年度の取組を取りまとめた。（参考資料3のとおり）

2 今後の取組

取組状況について、ホームページ等で公表するとともに、「水害からの逃げ遅れゼロ」「県民のいのちを守り、財産・生活等への被害を軽減」の目標の達成に向けて、風水害対策の計画的、重点的な推進を図る。

3 戦略の見直し

現行戦略に基づく3箇年の進捗状況や、水防災施策を取り巻く環境の変化を踏まえ、施策事業を検討し、戦略の見直しを行う。

<スケジュール>

令和7年12月	防災警察常任委員会へ改定素案を報告
〃	県民意見反映手続(パブリックコメント)を実施
令和8年2月	防災警察常任委員会へ改定案を報告
3月	改定・公表

神奈川県水防災戦略の概要

令和元年の房総半島台風と東日本台風は、いずれも、本県を含む首都圏を直撃し、東日本の広範囲に甚大な被害をもたらした。

近年、全国各地で台風や集中豪雨による甚大な被害が頻発しており、本県においても、風水害はいつ起きてもおかしくないものと認識を改め、最大限可能な対策に取り組む必要がある。

こうしたことから、大規模な風水害への対応力強化のための対策について、さらに充実、加速させる必要があることから、令和2年2月に神奈川県水防災戦略を定め、県民の命を守るための各種対策を推進してきた。

一方、令和3年の静岡県での土砂災害を踏まえて成立した盛土規制法への対応や施設の長期的な整備の在り方の検討、感染症との複合災害等への対応が必要になっており、こうした政策環境の変化を踏まえ、令和5年3月に水防災戦略を改定し、さらなる対策の強化を図っている。

＜予算の措置状況＞

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
計画額	722 億円	703 億円	716 億円
当初予算額	639 億円	742 億円	882 億円

Ⅳ L P ガス物価高騰対応支援金事業の実施状況

L P ガス価格の高騰による一般消費者等の負担を軽減するため、国の地方創生臨時交付金を活用し、利用料金の値引きを実施している。

1 事業のスキーム

利用料金の値引きはL P ガス販売事業者が行い、県がその値引額及び事務経費をL P ガス販売事業者に対して支払う。

2 事業の実施状況

	第4期	第5期	第6期	第7期
支援対象 期 間	R 6 . 4 ～ 5 月 (2 か月)	R 6 . 8 ～ 10 月 (3 か月)	R 7 . 1 ～ 3 月 (3 か月)	R 7 . 7 ～ 9 月 (3 か月)
値 引 実施月	R 6 . 8 月 又は 9 月	R 7 . 3 月 又は 4 月	R 7 . 5 月 又は 6 月	R 7 . 10 月 又は 11 月
値引額 (税抜)	1,000 円/世帯 (500 円/月/世 帯)	1,500 円/世帯 (500 円/月/世 帯)	1,500 円/世帯 (500 円/月/世 帯)	1,710 円/世帯 (570 円/月/世 帯)
事務経費	15 万円/販売所	15 万円/販売所	15 万円/販売所	15 万円/販売所
販売所数	660	現在実績報告 審査中のため 未確定	現在実績報告 受付中のため 未確定	未定
世 帯 数	109.3 万	現在実績報告 審査中のため 未確定	現在実績報告 受付中のため 未確定	未定
執 行 額	1,189,455 千円	現在実績報告 審査中のため 未確定	現在実績報告 受付中のため 未確定	未定

V 神奈川県石油コンビナート等防災計画に基づく取組状況

石油コンビナート等特別防災区域（京浜臨海地区及び根岸臨海地区）における災害予防対策等を推進するため、神奈川県石油コンビナート等防災計画（以下、計画という。）に基づき、事業所等の取組状況について調査を行うとともに進捗管理を行う。

1 事業概要

(1) 調査目的

石油コンビナート等災害防止法に定める特定事業所及び横浜市、川崎市等の行政機関を調査対象として、コンビナート地域外に影響が拡大するおそれのある大規模な災害に必要な防災対策の取組状況を調査した。

(2) 調査時期

令和6年9月～10月

2 調査結果

(1) 回答状況

全75事業所、横浜市、川崎市及び海上保安本部

(2) 事業所の取組状況

ア 想定災害への取組状況

想定災害	主な取組状況
平常時の事故	【高圧ガス配管の腐食対策】 ・高圧ガスに係る49事業所中40事業所(81%)が、保温材下等の外面腐食対策についての点検計画を策定済又は策定中
地震(強震動)	【タンクの耐震化】 ・LPガス等の高圧ガスタンクは、全てが、法より厳しい県の耐震基準に適合済 ・原油等の大型危険物タンクは、休止しているタンクを除き914基全てが、新しい耐震基準に適合済、また、調査した914基中615基(67%)に、油の流出防止に有効な緊急遮断設備を設置済
地震(長周期地震動)	【タンクの耐震化】 ・原油等の浮き屋根式危険物タンクの浮き屋根は、休止しているタンクを除き156基全てが、スロッシング※に係る耐震改修等の対応済 ・原油等の内部浮き蓋式危険物タンクの浮き蓋は、休止しているタンクを除き83基全てが、スロッシングに係る耐震改修等の対応済 ※タンク内の液体が長周期地震動によって揺動すること

イ 防災訓練の実施状況（直近5年間）

全75事業所のうち66事業所は、公設消防や近隣事業所などと合同訓練を実施した。また、69事業所は、大規模地震を想定した防災訓練を実施した。

ウ 重点的に調査した項目の状況（2項目）

（ア）海上入出荷施設（栈橋）における、緊急遮断装置又は緊急切り離し装置の整備

対象の34事業所のうち、14事業所で整備済であった。

なお、未整備の事業所については、荷役中止や緊急時の離栈手順など緊急時対応措置を策定し対策を講じていることを、追加調査により確認している。

（イ）危険物屋外タンクの側板点検に係る規定の整備

対象の39事業所のうち32事業所で、国の指針やガイドラインの内容を反映した点検規定を整備済であった。

なお、未整備の事業所については、規定類の見直しを行うなどの改善が図られていることを追加調査により確認している。

（3）調査結果の公表

コンビナート防災に係る事業所等の取組状況について周辺住民の理解促進を図るため、調査結果をホームページで公表した。

3 今後の取組

特定事業所への調査等を通じて、引き続き計画の取組状況の進捗管理を行い、石油コンビナート等特別防災区域に係る事故や災害の未然防止及び拡大防止対策の推進を図る。

VI 令和7年度の主な防災訓練の実施状況

令和7年度の主な防災訓練は、次のとおりである。

1 令和7年度市町村合同水害図上訓練（実施済）

大規模水害発生時における県と市町村との連携の強化と災害対策本部等の対処能力の向上を図るため、市町等と合同で水害図上訓練を実施した。

(1) 実施日

令和7年5月14日（水）

(2) 場所

神奈川県庁、各地域県政総合センター、参加各市役所・町役場、横浜地方気象台

(3) 主催者

県

(4) 参加機関等

ア 参加機関

県、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、南足柄市、綾瀬市、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、山北町、開成町、箱根町、湯河原町、愛川町、横浜地方気象台、自衛隊、海上保安庁（計26機関）

イ 参加人数

223人

2 ビッグレスキューかながわ（第46回九都県市合同防災訓練）

大規模災害発生時における県市と関係機関との連携を強化するとともに、地域防災力の向上等を図るため、医療救護活動、救出救助、避難所の開設・運営等に関する実動訓練を実施する。

(1) 実施日

令和7年11月上旬（予定）

(2) 場所

県立城ヶ島公園（三浦市）ほか（調整中）

(3) 主催者

県、三浦市

(4) 参加機関（予定）

九都県市、消防、警察、自衛隊、海上保安庁、在日米軍、

医療関係機関、民間事業所、自主防災組織 等

(5) その他

「津波対策訓練」も含めて実施予定

3 九都県市合同防災訓練（図上訓練）

大規模地震発生時における九都県市相互の連携及び防災関係機関等との連携について検証し、防災対応能力の向上を図るため、九都県市が合同で図上訓練を実施する。

(1) 実施日

令和8年1月中旬（予定）

(2) 場所

神奈川県庁ほか

(3) 主催者

九都県市

(4) 参加機関（予定）

九都県市、消防、警察、自衛隊、関係機関 等

4 緊急消防援助隊部隊集結訓練

県外で大規模災害が発生した際、迅速に緊急消防援助隊神奈川県大隊が出動できるよう、消防庁の要請から部隊集結に至るまでの訓練を実施する。

(1) 実施日

令和7年10月上旬（予定）

(2) 場所

県消防学校（厚木市）ほか

(3) 主催者

県

(4) 参加機関

消防

5 かながわ消防訓練

単独の消防本部では対応できない局地的な大規模災害が発生したことを想定し、県及び県内全消防機関が一丸となって被災消防本部を応援する訓練を実施する。

(1) 実施日

令和8年1月下旬（予定）

(2) 場所

県消防学校（厚木市）ほか

(3) 主催者

県

(4) 参加機関

消防

6 石油コンビナート等防災本部訓練

石油コンビナート等特別防災区域において災害が発生した場合における石油コンビナート等防災本部の迅速かつ的確な災害応急対策活動を図るため、防災関係機関や特定事業所との連携強化を目的とした図上訓練を実施する。

(1) 実施日

令和7年10月～11月（予定）

(2) 場所

神奈川県庁（横浜市）

(3) 主催者

県

(4) 参加機関

横浜市、川崎市、消防、警察、海上保安庁、特定事業所 等

7 高圧ガス地震防災緊急措置訓練

高圧ガスを取り扱う事業所等の地震防災意識の高揚を図るため、防災体制を検証し、関係機関等との連携体制の整備、充実を一層徹底するため、高圧ガスによる地震災害、事故を想定した実践的な訓練を実施する。

(1) 実施日

令和7年10月8日（水）（予定）

(2) 場所

旧横須賀市立上の台中学校（横須賀市）（予定）

(3) 主催者

県、神奈川県高圧ガス・火薬類関係保安5団体

(4) 参加機関

横須賀市消防局、警察

Ⅶ 神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例の一部改正

神奈川県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（以下「条例」という。）については、令和6年12月の当常任委員会において、5年ごとに行う条例施行状況の検討結果を報告したところであるが、条例の改正及びその運用の改善等について検討を行った結果、条例の一部改正を行うこととしたので、その概要について報告する。

1 改正の概要

令和5年4月の道路交通法の一部改正により、全年齢の自転車利用者に対する自転車乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されたことを受け、着用の促進を図るため、条例の一部を改正するもの。

自転車利用者の保護者、親族等が、利用者に対し、自転車乗車用ヘルメットの着用に関する助言等を行うことなどについて新たに規定し、すべての自転車利用者のヘルメット着用を促進する。

2 今後のスケジュール

令和7年9月 第3回定例会に条例改正議案を提出

10月 改正条例の公布

令和8年4月 改正条例の施行

Ⅷ 神奈川県犯罪被害者等支援条例の一部改正

神奈川県犯罪被害者等支援条例（以下「条例」という。）については、令和7年2月の当常任委員会において、5年ごとに行う条例施行状況の検討結果を報告したところであるが、条例の改正及びその運用の改善等について検討を行った結果、条例の一部改正を行うこととしたので、その概要について報告する。

1 改正の概要

自ら被害を訴えることが困難であり、被害が潜在化しやすい子ども・若者が多くの時間を過ごす教育活動現場における被害者支援について明確にするため、条例の一部を改正するもの。

県が、学校設置者等と連携し、犯罪被害者等支援について理解を深めるための教育や活動が行われるよう必要な施策を実施することや、安心して教育を受ける等の日常生活を送ることができる環境をつくるために、犯罪被害者等である子ども・若者に対して十分な配慮を行うことを、新たに規定する。

2 今後のスケジュール

令和7年9月 第3回定例会に条例改正議案を提出
10月 改正条例の公布、施行

IX 神奈川県消費生活条例の一部改正

神奈川県消費生活条例（以下「条例」という。）については、令和7年2月の当常任委員会において、5年ごとに行う条例施行状況の検討結果を報告したところである。

令和7年5月19日に神奈川県消費生活審議会へ条例改正の基本的考え方について諮問を行い、同年6月3日に同審議会から答申を得たことから、改正概要について報告する。

1 改正の背景

条例は、消費者の権利を確立し、県民の消費生活の安定と向上及び環境に配慮した消費生活を推進するため、昭和55年の制定以来、必要に応じて改正を行ってきた。

条例制定以降、消費者に提供される役務（サービス）の多様化が進んでいること等、社会状況の変化に対応するため、条例に規定する危害の防止について、役務も含めて対象とする必要がある。

2 改正の概要

(1) 危害の防止措置の対象

事業者に対する安全性に疑いのある商品の立証要求等及び危険な商品の排除の対象を「商品等（商品、役務及び権利）」とする。

(2) 資料等の提出

(1)の施行に必要な限度において、事業者に対し、役務を提供するために使用する物又は商品等に関する資料の提出を求めることができることとする。

3 今後のスケジュール

令和7年9月 第3回定例会に条例改正議案を提出

10月 改正条例の公布

令和8年4月 改正条例施行